

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物に係る認定を次のとおり行いました。

その関係図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において一般の縦覧に供します。

平成二十七年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 認定番号

建第五九―三

二 認定年月日

平成二十七年二月十二日

三 一団地の区域

磯城郡田原本町大字十六面五二番一、五三番三、五四番三、五五番、五六番、五七番一、五七番二、五八番一、五九番一、六〇番二、六一番、六二番、六三番、六四番、六五番、六六番、六七番、六八番、六九番、七〇番一、七一番一、七二番一、七三番一、七四番一、七五番一、七六番一、七七番、七八番一、七八番二、七九番、八〇番一、八四番二、八五番二、八六番二、八七番二、一五七番三、一五七番五、三七一番、三七二番、三七三番、三七四番及び三七五番並びに大字保津二八七番一、二八八番、二八九番、二九〇番、二九一番一、二九二番三、二九三番及び二九四番二